

長野市監査委員告示第8号

令和5年2月10日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和5年3月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	榑原	剛
同	小泉	栄正
同	西沢	利一

## 住民監査請求の監査結果

### 第1 請求の受理

令和5年2月10日付けで次の者から提出された長野市職員措置請求書について、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

#### 請求人

小泉 一真

(略)

(略)

菅井 秀樹

(略)

(略)

### 第2 請求の内容

#### 1 請求の趣旨（請求書原文のとおり）

本件（青木島）遊園地廃止は違憲、違法または不当な決定であり、本件遊園地廃止に所要の公費支出ならびに契約締結もまた当然に違憲、違法または不当な措置である。係る措置により市に損害が及ぶ恐れがある。

請求書原本は、別添のとおり。

#### 2 求める措置（請求書原文のとおり）

青木島遊園地の廃止に所要の公費支出ならびに契約締結の緊急的な差止めを求める。

### 第3 対象部局等

都市整備部公園緑地課

### 第4 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与、関係職員の陳述

令和5年2月24日、請求人から陳述を聴取し、追加の証拠の提出を受けた。また、同日、公園緑地課職員から陳述を聴取した。

### 第5 監査対象事項

請求の内容及び陳述を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

#### 1 青木島遊園地（以下「本件遊園地」という。）の土地を原状回復するための工事

費の支出及び土地賃貸借契約を合意解除する契約を締結すること（以下「対象行為」という。）は、違法若しくは不当な公金の支出又は契約の締結であるか。

2 対象行為の原因となる本件遊園地廃止の決定は、違法又は不当であるか。

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 に違反するか。
- (2) 地方自治法第 10 条第 2 項に違反するか。
- (3) 地方自治法第 2 条第 2 項に違反するか。
- (4) 地方自治法第 1 条の 2 第 1 項に違反するか。
- (5) 長野市緑を豊かにする条例第 3 条に違反するか。
- (6) 憲法第 13 条又は第 14 条第 1 項に違反するか。
- (7) 本件遊園地廃止の決定は、不当であるか。

## 第 6 事実の有無の認定

監査対象事項について、関係法令等の照合、関係書類等の調査、陳述聴取及び現地確認を実施した結果、次の事項を確認した。

### 1 本件遊園地概要

名 称：青木島遊園地

所在地：長野市青木島町大塚 1309 番地 1

面 積：1,376 平方メートル

開設日：平成 16 年 4 月 1 日

法適用：都市公園法の適用を受けない遊園地（地元要望を受けて設置された遊園地で、長野市の都市計画に基づいて設置された都市公園には該当しない。）

### 2 土地の賃貸借期間

当初：平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで（4 年間）

2 期：平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（4 年間）

3 期：平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（4 年間）

4 期：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 期：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間）

### 3 土地所有者等との協議経過

令和 4 年 1 月 18 日 青木島地区区長会長ほか関係区長から市長へ廃止要望書の提出

令和 4 年 3 月 28 日 「青木島遊園地復旧方針に係る同意書」の内容について公園緑地課職員と土地所有者が協議し、原状回復の期限を令和 5 年 3 月 31 日とすることで合意。

令和4年3月30日 「青木島遊園地復旧方針に係る同意書」の締結。民法の規定により、土地賃貸借契約を解除する合意（契約）が成立したものと認められる。

#### 4 本件遊園地の廃止を判断した理由

次のとおり長野市ホームページに掲載されている。（令和4年12月28日掲載）

- ① 児童センター、保育園、小学校に囲まれた立地の特殊性から利用が集中する環境
  - ② 現在、遊園地がほとんど使われていない状況
  - ③ 近隣施設の管理者からの「これからも遊園地は使わない（現状では利用が実質困難）。」というご意見
  - ④ 設置を要望した地元区長会からの廃止の要望
  - ⑤ 愛護会活動の担い手がいないこと
  - ⑥ 遊園地用地が借地であり、今後も借地料が発生していくこと
- これらを総合的に考えて、遊園地の廃止を判断したものでございます。  
（ホームページ原文のとおり。）

#### 第7 違法性の有無又は当・不当の認定

##### 1 対象行為は、違法若しくは不当な公金の支出又は契約の締結であるか。

- (1) 本件遊園地は、土地賃貸借契約に基づいて長野市が所有者から土地を借り受け、契約期間に限って市民が利用することができる施設であり、当該契約が更新されない限り、市は、契約期間満了時に土地を原状回復して所有者に返還する契約上の義務を負っている。また、契約期間の途中で、双方の合意によって賃貸借契約を解除した場合も同様である。
- (2) 都市公園法第16条は、公園管理者はみだりに都市公園を廃止してはならないと規定し、公園の保存を原則義務付けているが、例外として、土地の貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合は除くと規定して、憲法第29条が保障する財産権との調整を図っている。
- (3) この考え方は、本件遊園地にも準用されるべきもので、土地所有者の財産権は保障されなければならないが、契約書及び私法上の行為を規定する民法に照らして判断した場合、対象行為に違法又は不当な点はない。

##### 2 対象行為の原因となる本件遊園地廃止の決定は、違法又は不当であるか。

###### (1) 地方自治法第244条の2に違反するか。

ア 地方自治法第244条の2は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定し、同法第244条で、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定められている。

- イ 本件遊園地は市の都市計画に基づいて設置された都市公園とは法的位置付けが異なるが、公園緑地課は本件遊園地を公園台帳に記載し、公園として市民の利用に供している実態があることから、公の施設に該当するものと判断される。
- ウ 公の施設のうち、無料で施設を開放し、利用時間など管理に関する事項を定める必要がないような場合、例えば公衆トイレなどは必ずしも条例を制定しなければならないものではなく、条例制定に関し市長に裁量の余地があるものと判断される。
- エ 市内の遊園地は500か所を超え、開発行為に伴い設置された小規模なもの、公共事業の残地などに植栽のみが行われ、公園としての機能を有しないもの、借地のため恒久的に利用されることを想定しないものなど様々な形態があり、一律に条例に位置付けることが困難な状況にある。
- オ 都市公園法第18条は、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定めると規定しているため、都市公園については条例に位置付け、それ以外の遊園地については条例を定めずに管理を行うことは、市長の裁量の範囲を逸脱したものとは認められない。
- カ 請求人は、条例改廃に関する議会の議決を経ないで本件遊園地廃止の決定を行ったことは、地方自治法第244条の2に違反する手続であると主張するが、本件遊園地に係る条例がない以上、市長は議会議決を経ないで廃止を決定できるものであるから、請求人の主張は理由がない。

(2) 地方自治法第10条第2項に違反するか。

請求人は、本件遊園地廃止の決定は、近隣の一部住民の意見を偏重した結果であり、普通地方公共団体の役務を等しく受ける権利を規定した地方自治法第10条第2項に違反すると主張するが、法の趣旨は、公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁止することであって、本件遊園地の利用についてそのような事実はないこと、廃止の判断は市長の裁量であり、近隣の一部住民の意見を偏重したかどうかを問うものではないことから、請求人の主張は理由がない。

(3) 地方自治法第2条第2項に違反するか。

請求人は、本件遊園地廃止の決定を行うためには地方自治法第2条第2項の規定に基づいて法律上の根拠が必要であると主張するが、当該規定は、普通地方公共団体が地域における事務を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、地域における事務に該当しないものであっても法律又はこれに基づく政令によって処理することとされた場合には、当該事務を併せて処理するものと解するのが相当であるから、請求人の主張は法律の解釈を誤ったものと判断される。

(4) 地方自治法第1条の2第1項に違反するか。

請求人は、本件遊園地廃止の決定が地方自治法第1条の2第1項に規定される住民の福祉の増進を図るものとは言えないと主張するが、住民の福祉は、遊園地を存続することによる利益だけに限定する理由がなく、良好な住環境を確保することによる利益など多面的な要素が含まれると解するのが相当であるから、請求人の主張は理由がない。

(5) 長野市緑を豊かにする条例第3条に違反するか。

請求人は、本件遊園地廃止の決定が長野市緑を豊かにする条例第3条に違反すると主張するが、当該規定は、緑を豊かにする計画に基づいて施策を実施する市長の責務を総括的に述べたもので、遊園地廃止の要件又は手続を具体的に定めた規定ではないため、違法性を判断する基準とはなりえない。

(6) 憲法第13条又は第14条第1項に違反するか。

請求人は、本件遊園地廃止の決定は、憲法第13条の幸福追求権を侵害し、又は憲法第14条第1項の法の下での平等に反すると主張するが、本件遊園地を利用する住民の権利又は利益は、憲法第29条の財産権の保障の規定を勘案すると、土地賃貸借契約の期間に限って保護されるべきものと判断され、廃止の決定は市長の裁量権を逸脱するものとは認められないため、請求人の主張は理由がない。

(7) 本件遊園地廃止の決定は、不当であるか。

請求人は、住民の合意形成や市の説明責任が十分でないとの趣旨で、本件遊園地廃止の決定は不当であると主張するが、市長がこれまでの経過や土地の権利関係を総合的に判断した上で本件遊園地の廃止を決定したことは、市長の裁量に基づくものであり、区長会からの廃止要望を受けて最終判断をするなど地域の意向を確認し、また、区長会からの廃止要望は区民の総意であると考えるのが相当であるから、裁量権を逸脱するものとは認められない。よって、本件遊園地廃止の決定は、不当なものとは言えない。

## 第8 結論

本件遊園地廃止の決定は違法又は不当なものとは言えず、また、対象行為も違法若しくは不当な契約の締結又は公金の支出とは言えないため、差し止める理由がない。よって、請求を棄却する。